

ることが困難な方のために「学生納付特例制度」があります。これは、本人からの申し出により、学生である期間(夜間部・定時制・通信制等を含む)について、保険料の納付を猶予するものです。また、猶予された期間の保険料を就職してから納めることもできます。ご希望の方は、お住まいの区役所の保険年金課へ申請してください。

持ち物 年金手帳、印鑑、学生証の写しまたは在学証明書、源泉徴収票の写しなど前年の所得を証明するもの(本人に前年所得がある場合のみ)。

【詳細】 区役所(13階)の保険年金課年金係

介護保険

△標準負担額減額認定証の更新について▽

次の方は、介護保険施設に入所した場合の食事代(1日780円)が、申請により減額になります。現在お持ちの標準負担額減額認定証の有効期限は5月31日(月)ですので、更新手続きをお忘れなく。また、ほかの減額・減免を受けている方も手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

対象・減額後の食事代 ①世帯全員が市民税非課税の方 ②世帯全員が市民税非課税の方 ③世帯で世帯全員が市民税非課税の方



税金

■市税条例が改正されました
 △個人市民税▽

平成16年度から、均等割と所得割の非課税限度額が左表の通り引き下げられました。

生計同一の妻の均等割非課税措置が平成17年度から段階的に廃止になります。一定の収入金額以下(例・パート収入100万円以下)の方は、引き続き課税されません。

今年1月1日以後の譲渡により生じた土地、建物などの長期譲渡所得と非上場株式などの譲渡所得の税率を3.4%に引き下げました。

■均等割の非課税限度額	
改正後	35万円×(本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数) +加算額22万円
改正前	35万円×(本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数) +加算額24万円
■所得割の非課税限度額	
改正後	35万円×(本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数) +加算額35万円
改正前	35万円×(本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数) +加算額36万円

注加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算されます。

△固定資産税▽

新築住宅や新築中高層耐火建築物などの減額措置の適用を受ける新築期限が2年間延長されます。

【詳細】 税制課(211)2282
 か区役所の課税課

【詳細】 区役所(13階)の保健福祉サービス課

■16年度(15年分)の市・道民税証明書(所得証明)の交付
 5月17日(月)から各区役所、市役所2階の税の証明窓口で交付します。運転免許証など本人確認のできるものをお持ちください。なお、普通徴収の方は、6月10日(木)までは、所得額のみ証明となります。

【詳細】 区役所(13階)の課税課
 ■軽自動車税の納税通知書をお送りします。
 4月1日現在で原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、オートバイなどを所有または使用している方に、5月中旬、16年度軽自動車税の納税通知書をお送りします。5月31日(月)までに金融機関か郵便局で納めてください。

【詳細】 区役所(13階)の課税課
 ■納税はお済みですか
 5月は滞納整理強化月間です。未納の市税がある方は、至急納めてください。早期に納めることができ、早期に納める方は、必ずご相談ください。納付やご相談のない場合は、給与などの財産の差し押さえを実施し、滞納の解消を強力に推進していきます。

【詳細】 区役所(13階)納税課
 ■市税の納付は口座振替(自動払い込み)で
 市・道民税(普通徴収)の納付には、安心・確実な口座振替(自動払い込み)をご利用ください。現在、平成16年度第

1期分からの新たな利用を受け付けています。5月31日(月)までに預貯金通帳とその届け出印をお持ちの上、口座のある金融機関か郵便局でお申し込みください。なお、申込書の「納税通知書番号」欄には今年1月1日現在の住所区を記入してください。

【詳細】 納税指導課(211)2292

5月31日(月)は、**軽自動車税の納期限**です。
 固定資産税・都市計画税(第1期分:4月30日納期限)の納付はお済みでしょうか。
 市税は納期限までにお納めください。



福祉・健康

児童手当制度改正の請求書の送付が遅れます

本誌3月号で、4月1日から児童手当制度が改正になり、4月中に請求書類を送付するとお知らせしましたが、4月21日現在国会での法案審議が終了しておらず、書類を送付できない状況になっています。可決後、送付しますので、ご了承ください。なお、国会の法案可決が遅れた場合でも4月分に遡って支給される予定です。

【詳細】 区役所(13階)の保健福祉サービス課

広告欄